

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課（06-6208-9981）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	美容所の閉鎖命令
概要	美容師法では、美容の業を行う場合の講ずべき措置が定められております。これらの規定に違反した場合は、大阪市長は期間を定めて美容所の閉鎖を命ずることができます。ただし、開設者が美容師の違反行為を防止するために相当の注意及び監督を尽くしていた場合はこの限りではありません。
根拠法令等 及び条項	美容師法 （昭和32年6月3日法律 第163号）第 1 5 条第 2 項
処分基準	<p>1 美容師が美容所において第 8 条の規定に違反し、かつ本市の是正指導に従わない場合は、期間を定めて当該美容所の閉鎖を命ずる。</p> <p>第 1 5 条第 2 項 当該美容所において美容の業を行う美容師が第 8 条の規定に違反したときも、前項と同様とする。ただし、当該美容所の開設者が美容師の当該違反行為を防止するために相当の注意及び監督を尽したときは、この限りでない。</p>
ホームページ	
備考	